

京 都 大 学 法 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 5 条 専門科目を履修するには、学年又は学期の初めに履修登録をしなければならない。</p> <p>2 卒業の要件として修得すべき専門科目の単位数に関し、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、専門科目規程の定めるところによる。</p> <p>第 6 条 } 第 7 条 } (略) 第 8 条 } 第 9 条 }</p> <p>第 3 条 修学及び在学</p> <p>第 10 条 } 2 } (略) 3 }</p> <p>第 4 条 転学</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>第 5 条 試験</p> <p>第 12 条 専門科目の試験は、毎学年その講義の終了した学年末又は学期末に行う。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の科目についてその時期を変更することがある。</p> <p>2 教養科目の試験については、別に定めるところによる。</p> <p>第 13 条 専門科目の試験は、履修登録をした科目について行う。ただし、京都大学学生健康診断規程に定める健康診断を受けなかつた者は、当該年度の試験を受けることができない。</p> <p>2 履修登録をした者であつて、疾病その他のやむを得ない事情により受験することができなかつたものに対して、追試験を行う。</p> <p>第 14 条 専門科目の試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を及第とする。ただし、演習については、合否の認定による。</p> <p>第 15 条 専門科目の試験は、その学年で授業を担当した教員が行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、変更することがある。</p> <p>第 16 条 } 2 } (略)</p>	<p>第 5 条 } 第 6 条 } (同 左) 第 7 条 } 第 8 条 }</p> <p>第 3 条 修学及び在学</p> <p>第 9 条 } 2 } (同 左) 3 }</p> <p>第 4 条 転学</p> <p>第 10 条 (同 左)</p> <p>第 5 条 試験</p> <p>第 11 条 試験の方法及び期日は、別に定めるところによる。</p> <p>第 6 条 学士の学位授与</p> <p>第 12 条 } 2 } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 前項の専目科目 80 単位は、<u>専門科目規程</u>に定める基礎法学及び政治学の領域に属する科目から 6 単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から 6 単位のほか、演習 2 単位を含む。ただし、演習は、やむを得ない事情があるとき、他の専門科目 4 単位をもつて代えることができる。この場合においては、前項の「<u>専門科目 80 単位</u>」及び「<u>合計 128 単位以上</u>」は増加するものとする。</p> <p>4 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、第 2 項の単位数に算入することができる。</p> <p>(1) <u>第 6 条から第 8 条</u>までの規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</p> <p>(2) <u>第 9 条</u>の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数</p> <p>(3) } (4) } (略) (5) }</p> <p>5 <u>第 11 条</u>の規定により他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第 2 項の単位数に通算することができる。</p> <p>6 第 4 項第 4 号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第 2 項の単位数に算入するときは、<u>通則第 22 条第 4 項</u>の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を<u>第 10 条第 1 項</u>の修学期間に通算することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第 6 条</u> 外国学生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講生</p> <p><u>第 17 条</u> } <u>第 18 条</u> } (略) <u>第 19 条</u> } 2 } 3 } 4 } <u>第 20 条</u> }</p>	<p>3 前項の専目科目 80 単位は、<u>別に定める基礎法学及び政治学の領域</u>に属する科目から 6 単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から 6 単位のほか、演習 2 単位を含む。ただし、演習は、やむを得ない事情があるとき、他の専門科目 4 単位をもつて代えることができる。この場合においては、前項の「<u>専門科目 80 単位</u>」及び「<u>合計 128 単位以上</u>」は増加するものとする。</p> <p>4 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、第 2 項の単位数に算入することができる。</p> <p>(1) <u>第 5 条から第 7 条</u>までの規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</p> <p>(2) <u>第 8 条</u>の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数</p> <p>(3) } (4) } (同 左) (5) }</p> <p>5 <u>第 10 条</u>の規定により他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第 2 項の単位数に通算することができる。</p> <p>6 第 4 項第 4 号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第 2 項の単位数に算入するときは、<u>通則第 22 条第 4 項</u>の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を<u>第 9 条第 1 項</u>の修学期間に通算することができる。</p> <p>7 (同 左)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第 7 条</u> 外国学生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講生</p> <p><u>第 13 条</u> } <u>第 14 条</u> } (同 左) <u>第 15 条</u> } 2 } 3 } 4 } <u>第 16 条</u> }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p>